

伝法渡海船の研究(上)

—近世封建社会を生きた土豪の系譜—

Study of a Denpou-Cruiser on the Modern Japan

村 川 行 弘

(1) 伝法渡海船と土豪沢田家

延宝4年(1676)11月14日、「伝法渡海船」(伝法渡し舟と通称されるが、一定コースを巡航する航船で屋形船である)の営業が彦坂老岐守・石丸石見守の両大坂町奉行によって大道村(大阪市東淀川区)の沢田左平太義浄に認可された。これによって「伝法渡し舟」が成立したのであるが、その出現の背景には近世封建社会の特性が反映されている。

沢田家略系譜によると、沢田家は源経基の孫、頼親を遠祖としている。頼親は多田源氏の祖となっている源満仲の子で、頼光の弟であり、頼信の兄である。この頼親が大和国豊島郷を本拠とする大和源氏の祖である。頼親の三男頼遠は奥州石川荘を領したが、2代を経て4代目の子孫光義が沢田家の初代とされている。光義は鎌倉時代のはじめまでは、父の基光(光祐)の居住した奥州石川郷に在住して、石川冠者とか源太二郎と称していたが、文治年間(12世紀末)には摂津国物津(大阪市西淀川区)に移住し、大道に家宅を営んで、石川光義を改め沢田太郎光義と称するようになった。その子の沢田三郎義季は承久の変(1221)に際して執権北条義時のために軍功をたて、美濃国市橋荘の地頭職を得ている。

鎌倉時代の地頭職は、源頼朝が御家人を公領・荘園に配置する際に与えた得分で、旧荘官の得点を加えて段別5升の兵料米徴収の権を認めたものであるが、承久の変以後、北条氏によって任命された地頭は、これ以外に段別5升の加徴米徴収権と11町毎に1町の免田が与えられるというもので、頼朝の任命した本補

地頭に較べると有利であり、新補地頭とよばれるのがこれである。軍功の内容はわからないが、義季は新補地頭に補されたのである。このような系譜によって、沢田家が元来源氏の一統であり、鎌倉幕府の御家人の家筋であったらしいことが推測される。しかし、この時期からあとの沢田家の事蹟は明瞭を欠いている。

ずっと降って沢田家8代目の義基(藤右衛門・道仙)の時代になると、また記録も豊富となり系譜も詳細になってくる。義基の弟の道閑(慶長19年歿・98歳)は蓮如上人の直弟子で、天文6年に円乗寺を創建しており、義基の次子義勝(惣右衛門・寛永17年歿)は石山合戦に際して、本願寺のために戦功をたて、この結果、本願寺門主の大坂下向には子孫まで別席相伴を許されることになっている。また義勝の弟吉次(甚兵衛)は入明している。9代目は長子の義宗(藤右衛門・慈誓・文禄5年歿)が継ぎ、その子宗純(太郎左衛門・慶安2年歿)が10代目の当主である。義勝は文禄年間に分家し、跡目は子の好春(忠左衛門・寛永17年歿)が継いでいる。

この時期になると地方文書からも沢田家を調べるのが可能となってくる。義宗・宗純の頃には沢田家は大坂中嶋の地に本拠をおき、乳牛牧庄屋を勤め、さらに中嶋郷1万3千石の惣百姓頭と称しており、大坂城主豊臣秀頼の鷹狩にも助役を勤めたことが記録されている(沢田利木三文書・慶長11年7月1日)。

田畑・葭島をあわせて約35町に達する沢田家の「名田」は、直接経営の限度を越しており、加地子名主の形態をとっていたと推定され、土豪的土地所有が推測されている(阿部真琴・淀川筋上中島の近世初期農村・研究第10号)。文禄・慶長期には中嶋郷を中心として大坂の領主的土豪沢田家が存在していたことは明瞭である。

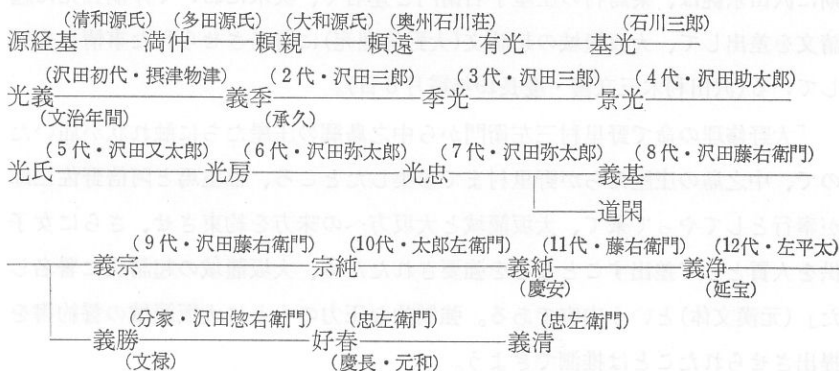
このことは、沢田太郎左衛門宗純の妻が荒木越中守の娘であることや、宗純の娘が安宅小十郎に嫁いていることなどの姻戚関係からも推測することができる。安宅氏を例にしてみると、安宅小十郎の祖父は安宅紀伊守冬次で、淡路国由良城の城主である。淡路の三好党に属して武名の高い安宅一族の名門である。たまたま天正9年(1581)に羽柴秀吉の攻撃をうけて由良城を開城し、このあと摂津の土豪中川清秀の武将となっている。中川清秀は摂津茨木出身の戦国大名であるが、織田信長に叛した荒木村重の伊丹合戦に際して、荒木一統でありな

から信長方に助力したため勢力をたかめ、摂津一円の最有力大名となっていた。このため、摂津各地の土豪層が徴発その他の理由もあって、その輩下に入り、やがて家臣として中川氏に随行している。現在、大分県竹田市立図書館に所蔵されている中川家諸士系譜をみても、鳥養氏・三宅氏・安威氏・野口氏・田能村氏・熊田氏・戸伏氏・桜井氏・溝杭氏・佐保氏・富田氏・渋谷氏・栗山氏・原田氏・奥氏など現在の高槻市から尼崎市に至る摂津地域の出身者が家臣の大半を占めているのも、このような事情によるものである。

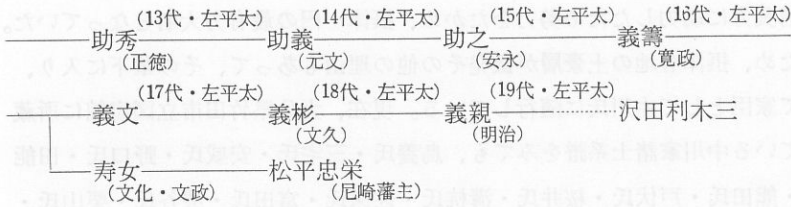
天正11年(1583)の賤ヶ岳の戦に際して、羽柴秀吉の陣に加わっていた中川清秀は勇戦のうえ、全滅をした。この戦で、安宅小十郎は祖父の安宅紀伊守冬次・父の安宅作右衛門ともども戦死をとげている。中川清秀の子秀政は摂津茨木・播州三木・豊後竹田と転封されることになるが、安宅小十郎の子、安宅小左衛門義秀も中川氏に従い、豊後竹田において500石を給せられている。

沢田家の姻戚関係をみても、中嶋郷の名家であったことは間違いのないことと考えられるが、機会を得ては戦国大名の列に加わる土豪層もあれば、城主の列から浪人に転落する者もある中で、徴発や戦乱に捲込まれないような姻戚関係の構成をはかっていたようにも考えられる。周辺の地域では本願寺の石山合戦に際して、ほとんどの村が本願寺側に加担し、このため織田信長の激しい報復をうけている。このような経験が戦乱時代に対処する有力者の生活の智慧を生み出していることは十分に推測できることであろう。

(沢田家略系譜)



伝法渡海船の研究(上) (村川)

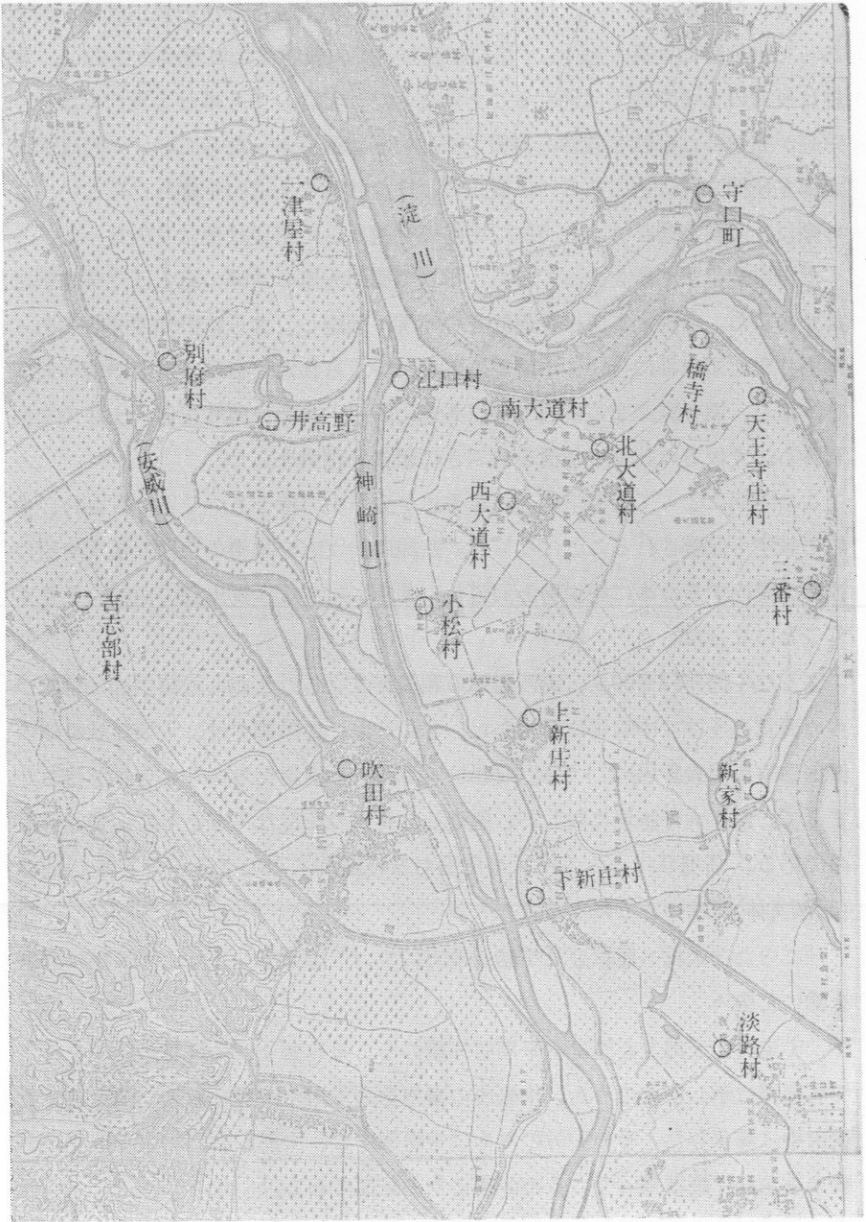


(2) 大坂の陣と沢田家

慶長19年(1614)10月3日に大坂冬の陣がおこると、10月9日には中嶋郷の惣百姓が豊臣氏に召集され、大坂方に命がけて協力するという起請文に署名させられている(沢田利木三文書・慶長19年10月9日・大坂御陣之砌北中嶋1万3千石之百姓共籠城仕り候一党之起請文)。

この起請文の内容は、「このたびの大坂の陣に際して、中之島地区に敵への障害物を適宜に設け、各所において協力をして、中之島郷に敵を入れないよう堅固に守りますので、御安心下さるように秀頼様に取りなして下さい。秀頼様のお役にたち手柄をたてれば、たとえ打死をしても末代までの誇りと思っております。ことに年貢を半分にして御手当として下さる由有難く思います。誓約に偽りはありません。もし偽りのあった時は、日本中の神々、とくに春日大明神・八幡大菩薩・愛宕山大権現そのほか天神地祇の御罰をうけ、悪病にかかり、さらに阿弥陀如来の御罰をうけて無間地獄におとされても異論はございません」(元漢文体)という意味のもので、大野修理宛のものである。このような時期に沢田宗純は、柴島村の庄屋宇右衛門と連名で、茨木において片桐且元に起請文を差出して、大坂籠城の起請文(大野修理宛)に署名させられた事情を弁明している(沢田利木三文書・慶長19年霜月8日)。

「大野修理の命で野里村三左衛門から中之島郷の庄屋たちに触れ状が届いたので、中之島の庄屋たちが野里村まで参集したところ、郡主馬と阿倍野佐三郎が奉行としてやって来て、大坂籠城と大坂方への味方を約束させ、さらに女子供を人質として差出すことなどを強要されたため、大坂籠城の起請文に署名した」(元漢文体)という内容である。強制的な圧力のもとに大坂籠城の誓約書を提出させられたことは推測できよう。



明治5年・大道村周辺図

一方、沢田家の場合は、10月8日に本家の沢田宗純と分家の沢田義勝が話しあって京八幡に立退く途中、「江口の渡し」で、義勝は大坂籠城を主張し、宗純は反対のまま両人は別れることになった。といっても単なる別れではなく、宗純が召連れた百姓を義勝が傷害するという状況もあったらしい。いわば沢田太郎左衛門宗純は逃亡あるいは脱出のような状態で大道村を離れたらしい。この際に、宗純と同じような方法で中嶋郷を脱出した庄屋は他に6人あった。

沢田宗純は中之島を去ってのち、単騎で徳川秀忠の本陣のある江州草津駅にはせ参じた。宗純はまず松平周防守の陣所に到達し、さらに旧知の間柄であった酒井雅楽頭忠世に会い、中嶋郷の各所につくられた妨害用の河沼や砦の絵図を差出し、酒井雅楽頭の案内で徳川秀忠に謁し、本多佐渡守正信・土井大炊頭利勝らに大坂方の防備の状況をつぶさに報告・説明をした。

この手柄によって沢田宗純は將軍秀忠から陣中で槍をもつことを許され、中嶋の家宅も保護されることになった。宗純は大坂方の防備の手薄な場所や川の浅瀬を案内するために徳川勢と同道し、幕府に対する「御忠節の由緒」をきずくことになった。

まもなく同年12月20日、東西両軍の和議が成立したため、沢田宗純は幕府からの褒賞をうけて中嶋郷に帰村した。ところが、中嶋郷では、大坂籠城組頭の沢田惣右衛門義勝(分家・宗純の叔父)以下23人の庄屋たちからの告訴が待ちかまえていた。大野修理に対して、脱走した6人の庄屋たちとともに告発されたのである。告発状によって7人の庄屋たちの動向も知ることができる。内容(元漢文体)は次のようになる。

「このたび大坂へ籠城をせず結局敵方について忠節をつくし、秀頼様に悪事を働いた条々

1. 大道村の太郎左衛門は松平周防守殿のところへ参り、中嶋郷の絵図を書いて各部将に示し、そのうえ、中嶋への案内をして川の浅瀬を教え、関東方を大坂市中に導入した。その功労のために中嶋郷中で、太郎左衛門の家1軒だけが戦火を免れて焼け残っているのが何よりの証拠である。

1. 国嶋村の宇右衛門は日比野半右衛門に馬を提供し、さらに有馬玄蕃頭殿の陣所へ参って協力をした。

1. 福嶋村の藤次郎右衛門・善右衛門・助右衛門の3人は大坂方から金や鉄砲を奪って逃げた。

1. 佃村の孫右衛門は日比野半右衛門・河路五兵衛の荷物を保管し、また片桐且元が大坂を立退く際にも船の手配をした。

1. 本庄村の市兵衛は大坂方より金と鉄砲を奪って逃げた。

以上7人の庄屋たちは秀頼様に悪事を働きましたので、在所に入れないようにして下さい。そしてわれわれに庄屋役を申し付けて下さい。もしも7人の庄屋たちを在所におかれるのであれば、われわれが在所へは戻りません。この旨を殿様に申し上げて下さい」

という意味の訴状で、9ヶ村23名の連名で大野修理宛に、慶長20年2月17日の日付で出されている。文面からは大坂籠城組に対する恩賞の意味での庄屋役の要求と、脱出組庄屋の排斥が目的であることがわかる。

沢田家の場合は、沢田宗純が脱出すると、分家の沢田義勝は大野治長に忠節を誓い、宗純の逃亡を訴えて宗純の跡職を申請している。分家の義勝は沢田本家と大道村庄屋役とを目指して挑戦し、宗純と義勝の関係は戦陣の中で敵対し、抗争をたかめることになったらしい。他の村々でも小百姓たちが同じような争点と要求をもち出してきたらしい。

このようなことで謀叛人とされた沢田太郎左衛門宗純は中嶋郷に帰ることができなくなり、伏見に避難した。宗純の邸は叔父の沢田惣右衛門義勝が管理し、所持する田畑も義勝の管理下におかれた。ここに至って沢田宗純は困惑のあげく、徳川方の松平周防守・土井大炊頭・酒井雅楽頭らに訴え出た(中嶋之内大道村宗右衛門曲事仕候条々)。この結果、松平周防守から本多佐渡守へ、土井大炊頭と酒井雅楽頭から安藤対馬守へ、それぞれ太郎左衛門宗純保護の書状が出され、本多佐渡守と安藤対馬守の計らいで、大坂方の大野修理の了解が得られ、ようやく在所の中嶋郷に帰ることができるようになった(沢田利木三文書・慶長20年)。

しかしながら、和議はつかの間で、元和元年(1615)3月15日、再び大坂夏の陣がおこることになる。義勝の子、沢田忠左衛門好春は組頭として大坂籠城の中心となるが、沢田宗純は籠城組の目を逃れて、ひそかに中嶋郷を脱出し、草

津に参じて前回と同じく陣中の勤めを果たした。この手柄によって足軽20人が幕府から宗純邸に派遣せられ、おかげで、宗純の中嶋の邸宅は、このたびも戦火を免れることができた。

5月8日、大坂城は落城した。この結果、大坂城に籠城していた百姓たちはちりぢりになり、田畑の荒廃もひどいものであった。在所に戻った沢田宗純は焼土・荒廃の中嶋郷の再建を計画し、酒井雅楽頭に願い出たところ(沢田利木三文書・元和2年5月15日)、籠城組百姓を在所に呼び戻し、田畑を再興するよう老中奉書を附して「農民還住」が命令されることになった。沢田宗純は北中嶋の庄屋として、市兵衛は南中嶋の庄屋(市兵衛は正暦年中の南中嶋開発以来の旧家と伝えられている)として戦後安定の権限を付されたい。このような手順をふんで、生命財産の安全を保障された籠城組百姓らも帰村することになった。荒廃した田畑の再興は幕府にとっても必要なことであった。

(3) 籠城組との対立

元来、庶民の智慧として合戦に捲込まれる際には、家名を保つために、肉親が敵・味方に分かれるという方法をとるのが普通であるが、この場合には、脱出組と籠城組との意見が合致していなかったらしく、中嶋郷の再建についても籠城組と脱出組の反目が激化していったらしい。

大坂の陣ののち、上中嶋の豊臣氏旧蔵入地(直轄地)のうち、大道・江口・橋寺の3村は尼崎城守護の功で1万石の大名に取り立てられた池田(下間)重利の所領となり、ついで元和3年(1617)には稲葉淡路守紀通(柴島在城)の知行所となった。籠城組の百姓たちは分家の沢田義勝・好春を中心に団結し、沢田本家の宗純が庄屋であるにもかかわらず、勝手に庄屋をたてたり、年貢の未納をしたり、はては宗純の闇討ち未遂をやってみたりしたうえ、宗純作職の葭島(文禄年間で約10町の葭島をもち、元和3年では北中嶋の葭島全体の約4分の1・約43石をもっている。このような原野支配が沢田本家の土豪的地位の基礎であったらしい)をおどし取ったりするようになる。

沢田分家は沢田本家と大道村庄屋役を目指していた。このため、貢納のため宗純に借米し、その手作経営で労働させられていた小百姓＝籠城組を利用して、

本家の支配を崩そうとした。大坂の陣のあとの新領主のもとでも、義勝は大道村の2人庄屋にわり込み、組分け支配を実現している。籠城組を配下にして、その支配組のうえに庄屋となり、そこから本家に対抗している。形式的には旧来の土豪的庄屋に対する小百姓の対抗という形になるが、小百姓が本家対分家の抗争に利用された面がある。したがって太郎左衛門・市兵衛に与えられた農民還住の老中奉書もどれほどの補強になったかは疑わしい。

このような情勢のため沢田宗純はまた幕府に訴訟して、その保護を求めることになる。訴状に対しては、即日にして、安藤対馬守・土井大炊頭・本多上野介・板倉伊賀守から裏判が与えられ、沢田惣右衛門義勝に対して、葭嶋や下作地の返済がうながされている(沢田利木三文書・元和5年8月12日)。

このように、ことあるごとに老中に支援を求め、幕府の保護によって、辛うじて在所での生活を保障された沢田宗純ではあったが、どうしてこのような立場に追込まれることになったのであろうか。

少なくとも大坂の陣がはじまるまでは、中嶋郷の土豪として、豊臣氏からも代官的権限を付与されている。大坂の陣に際しては、家名保持のために相談のうえで中嶋郷を脱出したのではなく、本家と分家とが意見の合わないまま、宗純の一存による別行動となったために籠城組百姓たちから遊離していくことになったらしいことは推測できる。しかし、これだけの理由で百姓たちから排斥されたのではなく、また本家対分家の対立抗争以外に、もう一つ村内における従前からの評判にも問題があったようである。小百姓たちが分家に協力をしたこととも関係がありそうである。

たとえば、慶長5年(1600)から慶長11年までの「大道村免定」をみると、各所に「太郎左衛門かすめとり申し候」とか、「太郎左衛門ぬすみとり申し候」ということが書かれている。そして慶長12年には大道村の小百姓たちから横領について告訴されている。しかし、小出大和守の糺問はあったが、結果的には宗純は処罰されていない。どうやら村内においては、前々からも余り評判が宜しくなく、大坂の陣をきっかけとして、村方での反撃がはじまったのではないかという推測もなりたつようである。極端な一面ということになるかも知れないが、結果的には特権乱用の弊害をみせつつあった旧土豪層が徳川方に協力し、

やがて老中の保護に依存するようになり、新興の有力百姓たちが大坂方に協力をし、やがて幕府代官の支援をうけるという傾向がみられる。

(4) 沢田家の家名挽回策

しかし、老中の保護にもかかわらず、村人たちから孤立し、分家から攻勢をかけられ、さらに縁者の三島江屋太郎兵衛から対抗されて、沢田本家は土豪的庄屋の地位を徐々に失っていった。宗純には3子があったが、長子の義純(藤右衛門・宗忠)は元和4年に家督と高34石3斗7升を譲られて、大道村の2人庄屋の一人となっていた。さらに寛永5年の頃には次子の太郎助(休意)に隠居家并田地32石8斗7升8合を譲り、太郎助が兄の義純にかわって庄屋となっている。それでもなお宗純は拘え分28石9斗7升2合をもっており、慶安2年に死去の際、これを三子の義浄(左平太・道潤)が相続している。

ところが、義純も太郎助も、相続分のすべてと、父の抱え分のうちまで、かくし売ってしまい、沢田本家は分割相続以外に、父子・兄弟の不和と反目の中で過半の土地所有を失うことになる。

これに比して、沢田分家の義勝・好春は本家を圧倒し、葭嶋抱分や永荒開のほかに本家の売高の大半を手に入れて上昇し、支配者的地位を逆転させている。それでも沢田本家は2人庄屋から脱落はせず、太郎助は大道村分村の際には南大道村の庄屋となっている。しかし太郎助の死後は、この役も他家にわたることになる。一方、沢田分家は大道村の屋敷持小百姓多数の支配組を中心に北大道村をつくり、転落し孤立した南大道村の沢田本家と対症的であった。沢田本家では太郎助の子、太郎作の手によって沢田家所持の本田畑まで手放さねばならない状況にまで追込まれていく。

万策尽きた沢田本家においては、藤右衛門義純の嗣子となった沢田左平太義浄の代になって、はじめて「御忠節の名家相続困難」を理由に、幕府に対して、御救いの「嘆き願い」を差出すようになる。

この左平太義浄からの願いに対して、幕府は、北大道村の庄屋又三郎(沢田分家)をはじめ、南大道村・西大道村・江口村・天王寺庄・三番村など25人の百姓たちから、沢田本家よりの買収地を返済させるという保護を与えた。

25人の百姓たちは、自分たちは沢田本家の藤右衛門・太郎助・太郎作から正当な方法で買取った土地であるが、公儀の命令であるから致し方なく沢田左平太義浄に返納するという手形を差出している(沢田利木三文書・寛文3年12月20日)。25人の百姓たちにとっては心外でたまらぬことであつたらしい。

さらに老中からは、中嶋郷の代官豊嶋格之丞宛に、大道村の葭嶋5ヶ所のうち、沢田惣右衛門(沢田分家)所持の場所は、元来、沢田太郎左衛門(沢田本家)の所有地であるとして、これまた沢田左平太義浄の持ち分として申し付けよという通達書を発している(沢田利木三文書・寛文5年9月25日)。

このようにしてまでの幕府の手厚い保護による沢田本家の再興に対しては、村方の人々は批判的であり、村人たちは「御忠節の由緒」という名目による強奪であるとして、その真相を「左平太小物成」とか「十八石ものの由来」などとして、やりきれない忿懣の感情を子孫のために書き残している。

たとえば大津御代官所の大野惣左衛門に北大道村から差出した記録をみると、「1. 井高野島の田畑以外の収穫の権利は、元和元年まで、沢田左平太の先祖が所持していたが、葭の収穫に対する年貢が割に合わないことを願ひ上げたため、幕府は葭の収穫の権利を引上げ、その際に、沢田本家から権利放棄の約束状を差出している。このため沢田休左衛門(沢田分家)が従来の年貢で井高野島の葭収穫を請負い、葭場を追々に開発して田畑におこして相続をつづけてきた。1. 十八石物の件は、元和の頃に荒地の開発を幕府から命ぜられ、沢田休左衛門の先祖が開発して、以後所持をつづけ、寛永19年に村高に加えられ納税をしてきた。ところが万治3年に沢田左平太義浄が江戸表に訴訟して、井高野島の小物成と十八石物の所持権を主張した。このため幕府は寛文5年に「沢田左平太の先祖は幕府に対して御忠節のあつた者であるため理非にかかわらず沢田左平太の願ひ通りに聞き届ける」旨の裁決をされたので、是非なく、これらの権利を引渡し、現在は沢田本家の所持になっている」(江口村外山吉太郎文書・寛保12年8月)と記されている。

さらに天和3年正月(1683)に沢田休左衛門(沢田分家)が村民のために命をかけた北大道村から野里にぬける水道工事(最近まで原形が残されていたが、当時においては画期的な悪水排水路であつた)にからんで、責任をとって切腹し

た際の「遺書」の中にも、この問題が記述されている(北大道村沢田良章文書)。村民の利益第一に生きた沢田休左衛門は、北大道村の命の水道を完成した人であり、その生涯も感銘深い人物であるが、業績の顕彰を指摘しておくにとどめて遺書の記録の一部を紹介しておこう。

「(前略)先年左平太に難題申し懸けられ、田畑ならびに葭小物成ともに都合17町までとられたので、その申し訳に江戸へ2年間滞在して訴訟をした。そのため大分金銀を費やし借銀をすることになった。そのうえ、濁水で数年間の不作に見舞われ、かれこれをもって大分借銀ができた。しかし、私は1銭も悪く費やすことはなく、つづまやかに渡世をしてきたので、今でも名跡を残し、まちがいなく役儀も果してきている。今後は貴殿が若いうちに大いに働きなさい。左平太に大分田畑や小物成をとられたが、少しも恨みに思ってはならない。公事沙汰でとられたのではない。大坂御陣の際に左平太の先祖が公方様に御忠節を申し上げた縁故により、40余年すぎて、酒井雅楽頭様へ御忠節の縁故を申し左平太が訴訟をしたので、不びんに思われて、理非を問わず左平太の届どおりに自分の所領を召上げられたのである。沢田太郎左衛門の忠節に報いるための御取立である。もとより田畑はもちろん、身命ともに御公儀様の御用にたつべく考えているのであるから、恨みに思うようなことはない。他人に1銭くれてやるほどにも思わずあきらめている。(後略)」(沢田良章文書)と書かれているような強奪であった。

このような文書が、当時の真相を伝えているが、霊験あらたかな「御忠節由緒の者」なる方便によって、20余町の本田畑のほかに、17町余の小物成を回復して家運の危機を脱出した沢田左平太義浄は、こんどは「御忠節の由緒」をさらに利用して、新企業への進出を計画するようになる。そして、その特権が認められて、はじめられたのが「伝法渡し舟」の経営であった。いわば、在郷地主の特権企業への進出の手段として「伝法渡し舟」の経営がはじまったのである。

ながい間、水上交通史の研究者をなやまし、大阪市史の編集に際しても、全くその実態をとらえられなかった「まぼろしの渡し舟」は、このようにして出現したのである。

(5) 伝法渡海船の出願

由緒の家柄保持と家運挽回を名目として、沢田本家12代目の沢田左平太義浄は、延宝4年(1676)7月5日と11月12日に次のような願い書を幕府に提出している。

恐れ乍ら御訴訟申し上げ候

摂州北中島 沢田左平太

1. 大坂天満の惣浜中に雪隠(便所)を御たてさせ下させられ候ように願い奉り候
候 浜一町の内に二三ヶ所あるいは所により四五ヶ所も立て申す可く候
只今ござ候雪隠の通り 少しも町のさはりになり申さざる様に仕るべく候 も
っとも御用場においては立て申すまじく候 御地奉行衆御指図次第に仕るべく
候御事

1. 右の通りに仰せ付けられ下せられ候はば 大坂御城まわりに御座候45ヶ所の
辻番所の御入用私に仰せ付け下せらるべく候 其のほか浜中の塵あくたごみ
外に砂など川へ流れ込み 其所に砂とどこおり申し候故、是なども川のうま
り申すわけにまかり成るべく様に存じ奉り候あいだ、毎日人足つかわしおき、
浜川残らずきれいに掃除仕つり、其塵あくたをか雪隠にたきこめ一度に船に
て取り申す様に仕るべく候御事

1. 天満橋の上のつきぬけより今橋までの浜輪に小屋を御立て下させられ候よ
うにと願い奉り候 もっとも御用地の分 ならびに橋々の側は火事等の用心よ
きように除き候て立て申すべく候 只今ござ候小屋の恰好に立て置き もし御
用の節は其儘取りはらい申すべく候 御公儀地ながら小屋を立て置き申し候
私に仰せ付け下せられ候はば 船付あがり場 かいどうに毎日人足をつけおき
掃除仕つり 舟橋より見わたしきれいに仕つるべく候 其の上御運上として
10年目に銀子千枚宛永くまで差上げ申すべく候御事

1. 堂島・福島・伝法そのほか川すそ所々の小渡し 私に仰せ付け下せられ候
はば 御運上として10年目に銀子五百枚宛永くまで指しあげ申すべく候御事
右之通り聞しめしあげられ、仰せ付け下させられ候ようにと願い奉り候 私儀
かねて申し上げ候とおり 御忠筋仕りあげ候筋目により 島・田地等仰せ付け

られ候ところに 隠れなき水所ゆえ 年々不作作り、ことさら近年水にて手前
ことのほか迷惑仕つり、大ぜいの眷族以下謁命に及び申す仕合せに御座候 然
らば大坂御陣のみぎり中島御焼き払いなされ候節、御残しおかれ候家なれば
御つぶしは成されまじくとの御老中様方御意をこうむり 御取り立て下され候
家に御座候へども、又々唯今ひどく迷惑つかまつり候 かように取り集め品多
く申し上げ候事 はばかりもって存じ奉り候へども、御忠節仕りあげ候筋目の
者が申し上げ候 御ふびんに思し下せられ候につき はばかりながら言上候
第一にはこやしの儀願ひ奉り候 御慈悲をもって 上色ともどもまとめて仰せ
付け下せられ候はば 弥々末々まで有難く存じ奉り候 以上

撰州中島大道村 沢田左平太

延宝4年辰7月5日

御奉行様

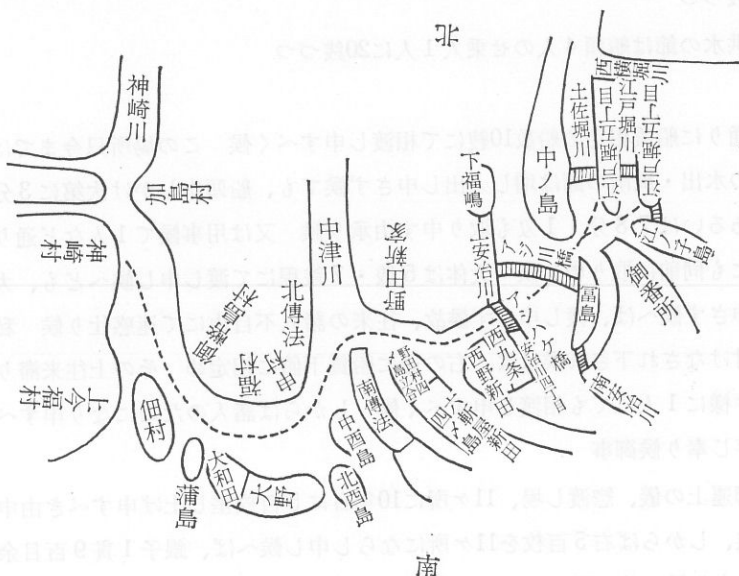
(沢田利木三文書・原漢文体)

じつは、このような形式の訴状をたびたびにわたって提出しており、11月12
日付のものなどは4通を数える始末である。そこで、原典文書をたびたび出す
のも読みづらいことと考えられるので、7月から11月末までにどのようなこと
を願ひ出たかを整理してみると、次の7項目に大別することができる。もちろ
ん、いずれの場合にも老中の支援をうけていることと御忠節の家柄であること
が願ひ状の中心をなしている。

1. 天満の総浜中に雪隠(せっちん・便所のこと)を建てさせてほしいこと。
〔これが沢田家の一番希望していたことで、肥料を得て売るのが目的であった。
また、すでにこの面では特権営業をしている者が存在していた〕。
2. 天満橋から今橋までの浜輪(浜の近く)に小屋を建てさせてほしいこと。
3. 堂島・福島・伝法そのほかの、川すその各所において小渡し(渡し舟)をさ
せてほしいこと。
4. 黒鍛職(堤防修築などの土木業)をさせてほしいこと。
5. 土佐堀・江戸堀のすそより九条島・六軒屋・南伝法・北伝法への渡し舟
(航船)をさせてほしいこと。
6. 福島渡し・勘助島渡しの渡し舟をさせてほしいこと。
7. 難波村のすそより難波島・堂島・系のか島3ヶ所・寺島2ヶ所・まへだれ

島・木津島への渡し舟(航船)をさせてほしいこと。

このように7項目に大別される沢田左平太の新企業進出の計画は、すべて左平太の創意と新計画によってなされたものではなく、いずれについてもすでに営業が行われている事項であった。いわば既成業者の中へ、割込み営業の申請を出すという形のものであった。そして、これら多くの願いのうち、5番目の「伝法渡し舟4ヶ所」の営業権だけが、11月14日付で免許されたのである。幕府にとっても最も認可しやすい条件のものであったらしい。



伝法渡し舟のコース

(6) 伝法渡海船の免許

免許されることになった伝法渡海船4ヶ所の具体的な内容をまず願い書でみておこう。

恐れ乍ら船渡しの儀につき重ねて言上仕り候

1. 土佐堀のすそと江戸堀のすそ両方の間より南伝法・北伝法・九条島・六間

屋4ヶ所への船渡し

内 九条島へは

船頭1人にては乗人1人に船賃3錢づつ、難風水出の節は船頭2人のせ乗人1人に6錢づつ、洪水の節は船頭3人乗せ乗人1人に船賃9錢づつ

六間屋同じく南伝法・北伝法へは

船頭1人のせ乗人1人に5錢づつ、難風水出の節は船頭2人のせ乗人1人に10錢づつ

洪水の節は船頭4人のせ乗人1人に20錢づつ

右の通りに船賃相定め船数10艘にて相渡し申すべく候 この場所只今まではすこしの水出・風雨の節は増し人出し申さず候ても、船頭申しかけ次第に3分・5分あるいは78分・1匁も取り申す由承り候 又は用事候て1人など通り申す者にも同前に取り申し候 大体は5錢・7錢程にて渡し申し候へども、大勢のり申さず候へば、渡し申さず候故、往来の諸人不自由にて迷惑仕り候 私に仰せ付けなされ下され候はば、右の通に船賃下値に相定め その上往来滞りこれなき様に1人にても相渡し申すべく候 しからば諸人のためになり申すべき様に存じ奉り候御事

1. 御運上の儀、惣渡し場、11ヶ所に10年目に5百枚差し上げ申すべき由申し上げ候、しからば右5百枚を11ヶ所にならし申し候へば、銀子1貫9百目余にあたり申し候、此の所、むかひの船着は4所にござ候へども、1ヶ所よりわかれ渡し申す儀にござ候、其の上諸人のためにまかりなり申し候ように船賃下値に相いつもり申し上げ候 右の通りの御運上にて仰せ付けなされ下され候ように願い奉り候御事

右の通り聞し召し上げなされ、御慈悲をもって仰せ付け下せられ候はば、末々迄有難く存じ奉るべく候 以上

摂州北中島大道村 沢田左平太

延宝4丙辰11月12日

御奉行様

(原漢文・沢田利木三文書)

このような原文の願い書にみられるように、土佐堀のすそと、江戸堀のすその両方より、南伝法と北伝法と九条島と六軒屋の4ヶ所に通う船渡しが「伝法渡し舟」のコースであった。

そして、そのうちの九条島への渡し舟では、船頭1人の時は乗客1人について船賃は3文とする。難風や出水で船頭を2人必要とする時には乗客の船賃も1人について6文とする。洪水などで船頭を3人のせねばならない時には船賃は1人について9文とする。

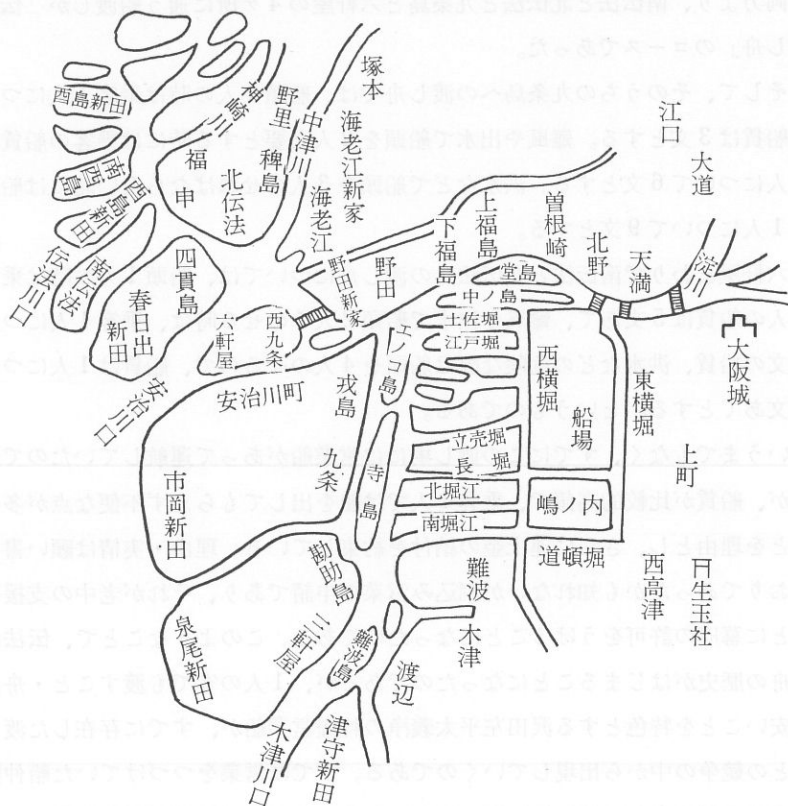
六軒屋まわりで南伝法と北伝法への渡し舟については、船頭1人の時は乗客1人の船賃は5文あて、難風や出水で船頭2人をのせる時は、乗客1人につき10文の船賃、洪水などの危険な際は船頭を4人のせるので、船賃は1人につき20文あてとする、というものである。

いうまでもなく、すでにこの渡し場には営業船があって運航していたのであるが、船賃が比較的高値で、乗客1人では船を出してもらえず不便な点が多いことを理由とし、さらに運上金の納付を約束している。理由・実情は願い書のとおりであったかも知れないが割込み営業の申請であり、それが老中の支援のもとに幕府の許可をうけることになったのである。このようなことで、伝法渡し舟の歴史がはじまることになったのであるが、1人の客でも渡すこと・舟賃が安いことを特色とする沢田左平太義浄の特権営業船が、すでに存在した渡し舟との競争の中から出現していくのである。すでに営業をつづけていた船仲間からは反対の申し出がなされているが、これも大道村で売却田畑を取戻したと同じ「御忠節の由緒」によって押切られている。

なぜ、このように他人の営業場所の中にまで割込み営業・横取り営業という形をとってまで新企業としての「伝法渡し舟」営業という進出をしなければならなかったのであろうか。村方だけでは沢田本家の再建はできなかったのであろうか。

それには、いま少し大道村における農村構造と農村支配の実情を眺めてみる必要がある。じつは、大道村の歴史と沢田本家の在り方を眺めることによって、

近世封建社会の縮図としての、近世封建経済機構崩壊の過程の一例をみる事ができるし、伝法渡し舟の経営にも、その顕著な一例をみる事ができるのである。



近世大坂略図

(7) 乳牛牧庄・大道村の集落構造

中嶋郷の地域は淀川デルタの水郷で、大坂三郷の北辺に接する帯状地帯であり、「摂津型」の原型ともされた先進的農村を発展させた地域である。しかも「近世庶民史料所在目録」が、この地域を空白としているように、膨大な史料を遺存しながら最近の経済史的研究からもとり残されている地域である。

そこで、沢田本家の本拠地であった大道村の歴史を中世までさかのぼってみ

ると、この地域は中世には乳牛牧庄といわれ、南・北・西の三大道村がその境界をうけ継いだものである。

寛正3年(1462)の「崇禪寺田園目録」をみると、崇禪寺領は27町7段小8分で、その内訳は、田数15町317歩(分米69石9斗7升3合7勺)・麦地9町4段大15歩(分麦39石3斗4升4合9勺)・芋地2町5段107歩(分錢15貫177文)とされ、ほかに三宝寺免田が3町2段30歩と記されている。

目録は一筆毎に字名・地積・四至・名請者・収穫高が記されているが、また何某田・何某分・何某作というように表現されている。「田・分」と記されるのは得分権の名田であり、「作」というのは手作名主と考えてよからう。さらに、この目録から中世の集落構造を分析すると(阿部真琴「淀川筋上中島の近世初期農村—複合村の分裂—」神戸大学「研究」第10号・共同研究の一人・参照)次のようになる。

- (1) 名主と作人が混在しているところ(逆牧・今在家・嶋)=作人が順調に頭をもたげており、当時の社会的進歩の類型を示している。
- (2) 名主だけでなりたっているところ(三宝寺)=作人の地位が確立しておらず、荘園体制の状態に近いものが遺存している。
- (3) 作人だけで集落を構成しているところ(大道村)=あるいは新開地で人口も少なく、作人だけか、ある程度緩和された支配地で、将来発展性のあるところと考えられる。

沢田義宗・宗純が本拠をおいた大道村が(3)の地域である。そして(3)の場合には地縁的結集が集落の根幹をなすという集村形態をとっているが、(2)の場合には地縁的な結集を阻止する条件として権利関係と耕地の分散があったと推測される。ともかく、地縁的結集に対する阻止条件が緩和されていた地域が大道村であった。この段階の経営は家父長制複合家族的であるが、同時に封建的生産関係は、共同体を統合した土豪的支配を生み出していくことになる。結論的にいえば、名主の各個経営が結合して共同体を生み出し、共同体内の階層制支配が土豪的支配をつくり、やがて複合家族的家父長制を解体させ、さらに大名家臣化などへと変質をとげていくと考えられる。集落の構造や体制も変化をとげていくが、その到達点は一応「文禄検地」でうけとめることができよう。

三宝寺				
妙観院				
三千沢	東公田	辻願正作	南岸	分米四斗
大脇田	西類地	辻永禪庵分	北江口界	
辻堂永禪庵				
三千沢	東類地	三妙観院分	南岸	分米五斗
三脇田	西三宝寺田		北江口界	
辻堂願正				
板加野外島開	東河		南類地永善祐作	分米四斗二升五合
職一段小井歩	西堤		北堤	
水小路善祐				
板加野外島開	東河		南類地辻道順作	分米三斗二升五合
職一段井歩	西堤		北類地辻願正作	
辻堂道順				
板加野外島開	東河		南堤	分米三斗八合三勺四才
職一段十歩	西堤		北類地永善祐作	
辻堂彦次郎				
三千沢	東類地江口宝西作		南類地同作	分米 ^{斗方} 三斗五升
半脇田	西堀		北三宝寺田	
同人(以下芋地)				
三千沢	東江法寺田		南類地善富分	六百文代
八十歩	西堀		北類地同作	分錢百卅文
辻堂善富				
三千沢	東地蔵免		南類地辻願正作	六百文代
四十五歩	西江		北類地辻彦次郎作	分錢七十五文
辻堂願正				
三千沢	東地蔵免		南宮田	六百文代
四十五歩	西江		北類地辻善富分	分錢七十五文

文禄3年(1594)9月摂津国西成郡北中嶋乳牛牧庄大道村の検地が行われている。豊臣秀吉は織田信長の事業を継いで、天正11年(1583)の山城国検地をはじめとして、全国に検地(太閤検地)を実施したが、文禄3年・4年の検地をとくに「文禄検地」とよんでいる。これは田畑に上・中・下・下々の等級をつけ、その面積・石高・耕作者を登録し、新しい土地支配の体制や租税制度を整備したもので、信長によってはじめられた近世大名領国制確立の基礎をなしたものである。この検地帳にみえる大道村の村高は1790石3升6合で、北中島の中では最大である。屋敷は一括され、所領の入組状態もなくなっている。

肩書地名	名請者	屋敷名請者 ()筆数
三 (三宝寺)	80	46 (59)
大 (大道村)	55	25 (27)
別 (別所)	50	11 (13)
辻 (辻堂)	40	15 (39)
島	12	4 (4)
今 (今在家)	10	3 (3)
さか (逆牧)	9	4 (4)
頭 (島頭)	7	
三番	40	
江口	13	
吹田	11	
橋寺	4	
増島	4	
守口	3	
その他	2	
不明	12	2 (2)
計	352	110 (151)

文禄3年9月の検地帳にみえる肩書地・名請者・屋敷名請者

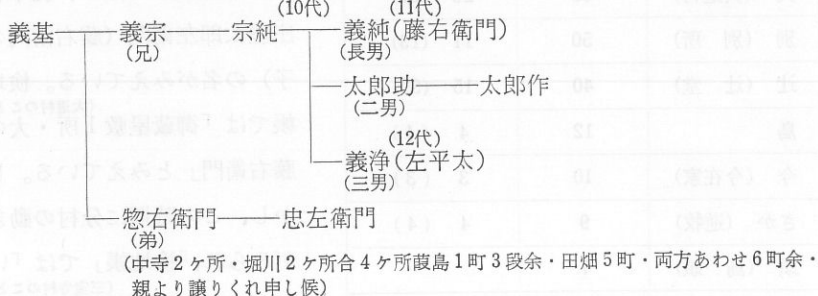
さらに、慶長5年(1600)の「摂州北中嶋御蔵入帳」をみると、乳牛牧は豊臣氏の御蔵入地(直轄領)であり、乳牛牧庄屋太郎左衛門(藤右衛門の子)の名がみえている。検地(大道村のこと)帳では「御蔵屋敷1所・大の藤右衛門」とみえている。しかし、この時期に分村の動きがみられ、「検地帳」では「い(三宝寺村のこと)やしき・御蔵1所あり・三ノ善右衛門」とあり、「蔵入帳」では「乳牛牧庄屋太郎左衛門・善右衛門」とみえている。三宝寺村に蔵屋敷があり、庄屋の一人を出しているのである。これが慶長11年(1606)の「御年貢米の高覚」になると、「太郎左衛門かすめ取り申す分」という記載がなされ、庄屋弾劾の運動が感ぜられる。

このような動きの中で、寛永20年(1643)に南大道村・北大道村・西大道村(三宝寺村の独立)という「分村」が成立している。

大坂の陣ののち2人庄屋になっていた大道村は、寛永20年に南・北・西大道村に分村し、沢田本家の太郎助兄弟は南大道村に、沢田分家の惣右衛門は北大道村に本拠をおいた。分村が土豪的庄屋沢田本家の後退を積極化したのである。

慶長6年には乳牛牧政所年寄として、上中嶋郷全般にわたる広範囲の「流水の規制」を行うほどの古い支配者層の面影を残し、慶長11年には豊臣秀頼の鷹狩に際して、中嶋郷の惣百姓頭として名をとどめているのが沢田本家である。分村以外に分割相続にも沢田本家を弱体化させる要素があった。分割相続の弊は鎌倉幕府以来の教訓であるが、沢田本家は文禄検地の直前に分割相続を行っている(第1次分割)。

(8代) (9代・井高野島1ヶ所8町余・田畑20余町両方あわせ28町余・親より譲りくれ申し候)



この第1次の分割相続においては、本家は田畑20余町・葭島8町余・分家は田畑5町・葭島1町3段余であり、労働形態は注意を要するほどの大耕地で、まだまだ土豪的家柄であった。さらに元和以後の第2次分割相続の状況をみてもみよう。

藤右衛門分 (長男)	34石3斗7升
太郎助 (二男)	32石8斗7升8合
太郎左衛門抱分 (父)	28石9斗7升2合
内太郎左衛門存生の内に森口屋に越 同上うちはのものに本物返しに預けおき申し候	2石 7石3斗9升8合
左平太抱分 (三男)	19石5斗8升4合
外太郎左衛門手前・藤右衛門ぬすみ売り 同上・太郎助ぬすみ売り	2石7斗4升1合 9石6斗7合

この第2次分割相続の内容からは「均分相続」の意図が推測され、このようなことが複合的家族関係を急速に清算し、土豪の百姓から近世的百姓へと転移

元和9年 ()まで	26石9斗5升0合
寛永1年 (1624)	27. 9. 5. 0
寛永4年 (1627)	29. 1. 5. 0
寛永5年 (1628)	31. 3. 5. 0
寛永11年 (1634)	28. 0. 5. 0
寛永12年 (1635)	29. 5. 0. 0
寛永20年 (1643)	28. 0. 5. 0
慶安2年 (1649)	22. 2. 5. 0
慶安3年 (1650)	17. 7. 0. 0
承応3年 (1654)	13. 6. 5. 0
天和1年 (1681)	12. 6. 5. 0
貞享3年 (1686)	0. 0. 0. 0
元禄14年 (1701)	2. 6. 4. 8
宝永1年 (1704)	11. 7. 8. 5
享保1年 (1717)	11. 7. 7. 7
享保2年 (1718)	11. 7. 8. 5
延享1年 (1744)	10. 0. 0. 5
明和4年 (1767)	10. 0. 0. 0
明和5年 (1768)	10. 0. 0. 5
弘化3年 (1846)	11. 7. 8. 5
明治1年 (1868)	5. 8. 9. 3
明治2年 (1869)	8. 4. 5. 2
明治4年 (1871)	1. 7. 8. 0

摂州西成郡北大道村年々御免定

沢田左平太小物成の変遷

(省略年度は同じ高)

〔南大道村沢田文書・北大道村外山文書より〕

していく一般的な形態を示している。

慶長11年の「高覚」によると、「太郎左衛門かすめ取り申し候」という表現がみえる。庄屋の横領について、村の小百姓が片桐市正に目安を差出している。たしかに太郎左衛門は180石をかすめている。しかし、この中には太郎左衛門の合法的な特権もあったことが考えられ、告訴されても何らの処罰もされていない。しかし、この頃から小百姓たちの行動に活潑な動きがみられるのは事実である。

「蔵入帳」をみると、小百姓の数が36人となっている。「検地帳」では名請人は265人・屋敷名請人は119名である。1人の庄屋のせまい階層支配をやめて、村の有力百姓がその構成者になろうとしているようである。これは大坂の陣に際して、本家と分家が対立抗争をしたこととも関係がある。分家側は小百姓を利用し

て沢田本家と大道村の庄屋役を得んとしている。これは旧支配層を打ちくずそうとする動きが村内に存在したということであろう。しかも結果的には旧有力農民は徳川氏に味方し、新興農民は豊臣氏に結びついたが、徳川幕府も必ずし

摂津石高在名帳(延宝4年・野口家文書) 大道村 1631石1斗1升3合
大阪府全志巻3(354頁) 北大道村 693石7斗5升9合 南大道村 352石7斗7升8合 西大道村 493石6斗9升1合

明治3年	元禄14年	持高
79	11	0
		}
16		1
	60	}
21		3
		}
11	0	5
		}
9	1	7
		}
5	2	10
		}
3	3	15
		}
1	2	20
		}
1	5	30
		}
2	6	40
		}
1	5	40以上
149	95	計

も旧勢力を重視しているようなことはない。そして各家での分裂という時期を経過して、結局は寛永20年の分村という形をとったようである。

分村後の「階層分化」の状況を元禄14年と明治3年の例でみてみよう。

以上の結果から、江戸時代を通じて上層高持百姓の転落が顕著にみられる。そして、その原因は分割相続と水損ということになっているが、分割相続・分村・持高売却という段階を経て、沢田本家も支配階級としての地位を失っていったようである。もはや、村方内での立直りは難しい状態にあっただらしい。村落構成から眺めた場合、伝法渡し舟の経営は、このような高持百姓の転落のはじまりを乗切るための方策であり、村内での不振を新企業によって補おうとするものであった。

階層分化と高持の転落

(8) 伝法渡海船の経営

「和漢船用集」をみると、「伝法舟・小船にして屋形あり、これ航船なり。伝法茶船と称す。本名佐平太船と云う」と書かれているが、これが、いままでの史料では、最も精しい「伝法渡海船」に関する記述である。

延宝4年(1676)には10艘の舟で出発した渡し舟であったが、翌年の延宝5年には30艘の増船をして40艘となり、昼夜ともに運航をして、なかなか賑わったらしい(届けでは40艘とあるが実際は80艘を動かしていた)。

その組織は南大道村における小作経営と同じように、沢田左平太義浄のもとに支配人として江戸堀の菊屋五郎右衛門の借家人「嶋屋善兵衛」という者があり、この支配人によって乗子が統率され、乗子は船を預って働く代りに一定の舟床銀(はじめは1ヶ月に400文)を支配人に納入する規定になっていた(のちに支配人も船床銀の額もたびたび変っていく)。

沢田左平太の伝法船経営は徹底した老中依存の立場での出発であり、このような彼の特権的企業家としての素質は、以後も数々の類型を示している。霊験あらたかな「御忠節由緒の者」という切り札を最大限に利用した企業家であった。延宝5年8月には、前年に不許可になった12ヶ所の渡し舟について申請をしている。この場合にも、16ヶ所の渡し舟を申請して、そのうち、伝法渡し4ヶ所を仰せ付けられたが、残りの12ヶ所も是非許可してほしい。その場合には従来の舟賃の半分または三分の一で増船をし、昼夜ともに運航をして諸民の利益をはかり、運上銀の方は増額にしてもよい。また大道村では洪水のため渡世に困っているので御慈悲を願いたいと申し出ている。いずれの渡し場も、すでに渡し舟が就航しているところへの割込みであることには変りがないものであった。最終的には延宝7年4月11日に、この12ヶ所の渡し舟の認可は不許可となって一件は落着するのであるが、たびたびにわたって申請をくり返したのであった。12ヶ所の渡し舟というのは次のとおりである。

1. 堂島の渡し=中之島肥前屋裏より堂島まで。
2. えのこ島の渡し=えの子島下のはしより立売堀のはなまで。
3. まえだれ島の渡し=道頓堀北側の下よりまえだれ島まで。ただし勘助島の

枝渡しともいう。

4. 木津島の渡し=まえだれ島の下より木津島への渡し。ただし難波島の枝渡しともいう。
5. 勘助島の渡し=道頓堀北側の下より勘助島まで。
6. 難波島の渡し=まえだれ島の下より難波島まで。
7. 上福島への渡し=田辺屋橋筋の中之島の裏より上福島への渡し。
8. 下福島への渡し=豊前座中之島の裏より下福島まで。
9. えのこ島上の渡し=えのこ島よりえびす島まで。ただしえびす島の渡しともいう。
10. 寺島上の渡し=佐渡島の下、上博労より寺島まで。
11. えのこ島下の渡し=えのこ島下のはずれよりえびす島まで。
12. 寺島下の渡し=下博労より寺島まで。

すでに江戸時代の初頭から、これらの場所には「村持の渡し舟」や「茶船」(貨客運送船)などの渡し舟の営業がなされていた。当然のことながら、在郷船主たちの猛反対が主たる理由で不許可になったのである。

しかし、この12ヶ所の渡し舟の申請を通じて、当時の既成特権営業船の運航状況や船賃を知ることができる。12ヶ所のうち、1～4までの地区では茶船が運航し、乗合船で1人1文をとっている。そして、風雨の時や出水の時または1人乗りの時は船頭の申しかけ次第で7文～10文もとっている。沢田本家に許可されれば堂島に舟を4艘おいて、風雨・出水・昼夜を問わず1人乗りの際でも1文だけでよいとしている。

5の場合は茶船で、平素は2文、時によって6文～10文をとっている。沢田家の場合では船5艘をおいて、どんな時でも1文しかとらない。また御船手御屋敷前であるので、御用船を用意しておくとしている。

6の場合も茶船で、平素でも7文～10文をとっている。風雨・出水の時は大分に申しかけている。沢田家の場合には船は3艘用意し、平素は3文、風雨・出水の時は人手を投入するので6文としている。

7の場合は村持の舟で、平素は1文、場合によっては2文とっている。沢田家の場合には船を3艘配し、どんな時でも1文でよい。

8は野田村の舟で、船賃は平素は1文、出水の時は多くとっている。船1艘での往来のため不便である。沢田家の場合は船を2艘配し運賃はどんな時でも1文でよい。

9・10の場合は、えびす島と寺島からそれぞれ船を1艘ずつつくて渡し場に配置し、船頭はおらない。このため往来の者が自分で漕がねばならないので、船になれていない人は押流されて渡れないことがある。風雨・出水の時はますます不自由である。このため渡し場にありあわせの茶船を借りることになり船賃が高くつくことになっている。また自分で漕ぐ時にも船や船道具を傷つれたり痛めたりして弁償させられている。沢田家の場合は、それぞれに船を2艘おいて船賃は1文でよい。

11・12の場合は村持の船が各1艘ずつのところへ茶船も入り混って働いている。平素は1文であるが、時により人により高くなっている。沢田家の場合は船を2艘あて配し、船賃はいつも1文でよい。

申請の趣意と従来の渡し舟の状況は以上のようなものであるが、渡し舟の実情は、福島上の渡し・福島下の渡し・えのこ島上の渡し・寺島上の渡しの4ヶ所だけは「村持の渡し船」が運航しているが、他は荷物運送を主とする茶船であって、仕事の休み間に子供たちに渡し舟を運航させるようなことであつたらしい。沢田家は年寄りの安全のためにも「ひらた船」を用意するといっている。さらに船賃についても、従来の半分か3分の1にする・昼夜ともに乗人が1人であっても運航する・渡し場の舟を増やす・役船を提供する・御運上銀(営業税)は場所によっては増額してもよいなどのことをあげ、とくに堂島の渡し・まえだれ島の渡し・勘助島の渡しは往来のはげしいところであるので、12ヶ所のうち、この3ヶ所なりとも許可してほしいと訴えたのである。諸民の利益のための新規営業というわけであつたが、他人の営業場所への割込み申請にはちがいがなかった。しかし、対立していくことになる在郷船主たちに対して、市民の利益を表面に打出した点においては、運賃やサービスの面でのちょっとした刺激剤としての役割を果している。同時に、沢田家の計画にもとづく増船・昼夜営業・船賃の値下げ・営業税の増額などの条件で、万一許可された場合、経営が可能であつたかどうかは疑わしい。権利さえ手に入れてしまえば、あとの

ことは「御忠節の由緒」という背景で、何とかなるというのが沢田家の姿勢であったのではなからうか。大道村での失地回復という御取立てが、このような姿勢を生み出すことになったらしい。

大道村では大地主として小作経営を営み、大坂市中では特権的企業家として伝法渡し舟を経営する沢田本家であったが、延宝9年(1681)9月23日からは伝法渡し舟の直接支配をはじめることになった。大道村の小作経営と同じく伝法渡し舟についても、江戸堀の菊屋五郎右衛門借家人であった嶋屋善兵衛を支配人として船頭の支配と伝法船の経営をまかせていたのであるが、嶋屋善兵衛と衝突がおこったようである。このため大坂町奉行所に訴訟をおこしている。理由は、伝法渡し舟の認可は沢田左平太一人に許可されたものである。自分は遠方に住んでいるので嶋屋善兵衛に船の運賃をまかせ船の支配をさせていた。ところが善兵衛がわがままをして船賃を自由にし自分の意のままにならなくなった。そのうえ伝法渡し舟は自分と仲間であると称して船を支配し船賃も横領してしまうようになった。などのことをあげている。これに対して奉行所では、善兵衛は仲間であるという証文もないから、渡し舟の収入については他人にまかせていても沢田家の意志のままであると判決をしている。沢田家もこんなことで渡し舟に支障をおこすことのないよう誓約し、船賃の値上げなどはしないことや、荷物運送など他の営業をしないことなどを改めて約束している。いわば支配人嶋屋善兵衛を解任することによって直接経営に乗り出さざるを得なくなったのである。

この時期には「往来人の便利のため」という沢田家の主張どおり、大いに利用客があったらしく、伝法船の経営は順調に運んでいたようである。4ヶ所の伝法渡し舟運上銀も約束どおり毎年銀195匁4分5厘4毛を上納しており、延宝5年(1677)から貞享元年(1684)までの8年間に納めた運上銀は1貫5百63匁6分3厘2毛と記録されている(沢田利木三文書・貞享2年8月26日・同9月覚)。この頃の貨幣の一匁の基準は、金1両は銀60匁・銀1貫は銭4貫・銀1貫は銀1000匁・銭1貫は1000文という換算法である。

ところが、次々と新規の願い書を差出す積極的な活動と、たえず「御忠節の由緒」を振回す商法は、かえって同業者との不和を生み出すことになったらし

い。たえず「茶船」との間に競争がおこったり、「諸川船」との間に利害関係の対立がおこるようになり、船主仲間からも沢田本家の進出を警戒されるとともに、かなり嫌われるようなこともあったらしい。

たとえば天和3年(1683)にも、すでに延宝7年に一件落着したはずの12ヶ所の渡しの中の「えのこ島上の渡し」と「寺島上の渡し」の再申請や「木津御番所前の渡し」の申請をしている。その理由は沢田家独特のものである。

1. 伝法渡し舟出現の際も、はじめは反対が多かったが、運航がはじまると、昼夜とも営業し、1人でも乗れ、安く便利なため、人々から喜ばれている。
2. 延宝7年には茶船をはじめ地元の人々が従来、心のままにやっていた場所であるから新規営業を嫌ったが、自分の考えは、あまねく諸民のためという考え方から出発している。
3. えのこ島上の渡し・寺島上の渡しは、船頭なしに舟が1艘あるだけで、無料とはいうものの往来人が自分で船を漕がねばならず、かえって諸民の不便となっている。しかも手負いの者や不審の者を改めることもなく危険である。1文ずつの渡し賃をとっていつでも船頭が船渡しをする方が往来人の便になる。
4. 茶船の者は反対をするが、夜中になると休んでしまうので、親類縁者急病や急用で夜中の往来の必要がおこった時にはどうにもならない現状である。
5. 木津御番所前は茶船が営業しているので、御公用の不自由が多い。自分らの舟であれば番船を用意して御屋敷往返も自由になるようにできる。
6. 御忠節由緒の家柄で、御公儀様からもたびたびお言葉をかけられている家である。

いわば、諸民の利益のためと御忠節の由緒が表面に出された訴願であり、たしかに従来の特権営業船の弱点をついた点もあるが、同時に船主たちの反発を誘発する点もあった。このようなことが在郷船や茶船仲間から共同して対抗されることになり、伝法渡し舟の経営にまで影響がでてくるようになる。

公益事業としての渡し舟運航と御用船の常時準備という奉仕、さらに運上銀の上納という条件をみたすために沢田本家は全力を尽してきた。たしかに安い運賃とともに乗客1人でも、また風雨・洪水の時でも欠航しないという営業方針は他の通船業者のやりかたとは異なっていた。しかし、もともと無理な条件

から出発した企業であっただけに、ちょっとした見込み違いが生じると回復困難な打撃をうける下地が存在していた。

元禄の頃になると安治川・木津川の改修が行われて、大坂船手組織が改められ、船持や商人の活動の拠点であった南伝法船番所が廃止されることになった。このことがきっかけとなって、伝法村がさびれてしまうことになり、住民たちが徐々に減少するようになった。そのうえ、新川ができたため、人々は新川堤を歩行して大坂への往来をするようになった。さらに伝法村の手船に便乗して往来する人がふえ、沢田家の渡し舟に支障が生じてきている。結局、新川の出現で、伝法渡し舟4ヶ所のうち「六軒屋」がつぶれてしまい、元禄2年(1692)には、同じ九条島のうちということで、九条新川と福島堤の渡し舟を願い出ることになる。この場合、九条村庄屋新兵衛にも断っており、村中でも相談のうえ、村持の船での往来人運送はしない旨の手形をとって願い出ている。渡し舟は「たてにもよこにも掛り舟にも自由に乗せる」というもので、現在のタクシー並みのものであった。このようにして九条新川から六軒屋へのコースが改めて認められ、新設企業というわけで、運上銀は60匁追加されることになる。

一方、この頃には村方においても沢田家の経営難が表面化してくるようである。「中之島郷の惣百姓頭」とか「小百姓・小作人の支配者」という封建的意識の固持が、中世的な地主経営を継続させていたためとも考えられる。

寛文4年の訴訟で沢田本家は、分家から田畑・小物成など17町余を取戻した。しかし、このための訴訟費用や田畑買戻し費用は、寛文3年以来、大坂天満・三番屋治兵衛という縁者から借用していた。ただし、多額の借銀をしたといっても、売却時の地価で買戻したのであるから沢田本家は莫大な利益を得たことになる。たとえば、沢田本家が沢田分家に田畑を売却した明暦頃は一反歩につき銀百目が相場であったが、買戻した頃は銀三百目ほどになっている。このため沢田分家は訴訟費用や失地の収入減そして種々の借銀のため延宝7年8月には庄屋役を辞退せざるを得ないまでに没落をしている。

三番屋治兵衛は福島治兵衛のことで、沢田左平太の舅道悦の子である。寛文5年の手形をみると、借銀は17貫500目で、その引当は田地葎島3町であった。治兵衛は毎年葎島から銀1貫200目あての葎を刈取り、その代銀を得ていたの

で20年間に24貫を取得したことになり、借用元銀を上回る状態であった。このため元銀の返済に困った沢田本家はたびたび訴訟をするが、元禄2年に「借用銀は1貫目につき1ヶ月10匁の利銀を加える」という裁定をうけている。帳消しにはしてもらえなかったのである。沢田本家は無理な買戻しはしたものの返済金で困窮することになる。さらに、このような借用銀は他にも50貫目余があった(沢田利木三文書・元禄2年9月12日)。せっかく取戻した井高野島を中心とする小物成地は沢田本家の収入源であったが、貞享3年の河村瑞賢による淀川改修計画で葭島はすべて刈捨の荒地とされた。このため多額の借銀による訴訟費用をかけても小物成場回復の歎願をくり返したのである。これは元禄16年に井高野島9町2段6畝20歩が小物成場として承認されて成功している。しかし、小作地経営は支配人にまかせ、権利確保や田畑確保の訴訟をしては借銀をふやし、結局は村方経営が不調であったことを示している。寛文10年に天王寺庄で10石余の・三番村で2石余の地を売却したり、天和2年に南大道村で1反8畝の地を・享保20年には井高野で畑地2町歩を売却したりしているのも、村内での経営難を反映しているようである。

先祖の田畑を取戻しはしたものの、かなりの経済的無理をやったため、沢田本家は次々と新しい事業を計画して危機を乗切の方策を考えねばならなかった。寛文9年(1669)には九条嶋・勘助嶋・四貫嶋の3ヶ所の開発を願い出ているのもその一例である。老中をはじめ、稲葉・酒井侯に協力を依頼し、大坂川方役人や各嶋の代官にも運動をしている。しかし、結果的には、寛文12年に伏見屋七右衛門・永野屋久左衛門の2名が四貫嶋・九条嶋・三貫屋嶋・木津嶋で新田226町歩を開発しているので、沢田本家の願いは聞届けられなかったらしい(この4新田は天和2年に淀川の流水をさまたげ氾濫の原因となるという理由で若年寄稲葉正休の命によって廃止されるという運命をもっていた)。

沢田本家は「川筋の構」にならぬことを理由に、貞享5年(1688)6月、あらためて勘助嶋の開発を願い出ることになる。

1. 自力で本年中に勘助嶋の開発を完了する。
2. 来年よりは満作の時は、田畑1反につき8斗の割で年貢を出し、不作の時は指示をうけたい。

3. 定免の際は銀納にしたい。その場合、来年から田畑1反につき銀30貫の割とし、不作・大汐の時でも上納する。

4. 当年の年貢としては1反につき1斗、銀納ならば1反につき5匁の割合としたい。

という内容のもので、2・3のうちいずれかを決めてほしいといい、2の場合は夫代・込米・3分の1銀納は免じてほしいとしている。そして新規開発面積は7町1反1畝17歩を計画していた。

この計画が大坂西町奉行によって許可されたため、沢田本家は南谷町の炭屋宗知を請人として手続をとった。年貢は初年度は免除、次年度は1反につき銀30匁・再来年はその時に決定というものであった。ところが、この勘助嶋の開発が案外の物入りで、遅々として進行しなかったらしい。たとえば宝永7年(1710)と翌正徳元年の年貢をみると、銀369匁5分である。年貢から逆算すると年貢対象地積は2町4反余歩になる。計画の7町1反1畝17歩からみると3分の1ほどの開発がなされていたことになる。ようやく収入が入る段になって大波に襲われてしまったと記録されているが、結局は勘助嶋の開発は放棄せざるを得なくなってしまう(沢田利木三文書・不許他見極内々書口上之覚)。

不振は重なるものらしく、せっかく延宝4年に許可された九条嶋と六軒屋の渡し場が宝永6年(1709)11月につぶれることになる。延宝4年には届出船数は40艘であったが実際は80艘の船が働いていた。しかし、元禄3年には40艘に減少し、宝永6年には33~34艘と減少を示している。それでも船番所の御用船は維持し、南伝法・北伝法の渡しは5銭・6銭をとって経営をつづけていた(沢田利木三文書・宝永6年11月覚)。

正徳元年(1711)には、たびたびの願いがかなえられて「野田新家村から南伝法と北伝法」へ通う2艘の渡し舟の営業が許可され、運上銀は別に銀60匁を上納することになった。辛うじて宝永6年につぶれた渡し場を別の場所に求めるという状況である。

ちょうど、この頃の伝法渡し舟の経営状況を知るのに都合のよい「勘定目録」(享保12年・1727)が残されている。これは、毎月毎月各船頭から、それぞれの係りの支配人に、その収入や修理費などの支出を報告し、これを各支配人が集

伝法渡海船の研究(上)(村川)

計して「伝法渡し舟」としての総収支を計算したものである。大切な記録であるために、ほとんど連年の記録が残されている。

享保12年伝法船勘定目録

1. 銀4百63匁5分

3ヶ月分舟床30艘分・1艘につき5匁1分5厘宛

1. 1貫45匁4分5厘

7ヶ月分・舟床舟数29艘

1. 1匁8分5厘

福松船より

1. 4匁2分9厘

新株2艘でき、平四郎船・市郎兵衛船

1. 12匁

右2艘の敷銀

1. 159匁6分5厘

1ヶ月分・舟床31艘

1. 3匁4分3厘

新株1艘・20日分

1. 8匁

右の敷銀

1. 329匁6分

2ヶ月分・32艘分

1. 38匁9分1厘

新家番銭

1. 4匁8分

古釘2貫4百目代金・六左衛門より

1. 6百60匁

大工六左衛門より借用銀

1. 12匁8分

江戸堀番家2人代・六左衛門より

合、2貫744匁2分8厘

内払方

1. 107匁8分7厘 大工六左衛門に渡す
1. 2匁1分5厘 權1丁代・船頭讃岐屋五郎兵衛へ
1. 4百90匁 新船3艘代・大工六左衛門へ
1. 6匁4分 竹60本代
1. 1匁8分7厘 舟方入用品・印肉箱・焼印・小算盤
1. 8分5厘 船賃
1. 1匁7分5厘 船頭三右衛門へ・權1丁代
1. 1匁5分 船頭伝兵衛へ・樽なおし代
1. 125匁6分5厘 吉郎兵衛船修覆代・大工六左衛門へ渡す
1. 68匁5分 弥右衛門船修覆代・同右
1. 15匁 嘉兵衛船修覆代・同右
1. 61匁2分5厘 沢兵衛船同右・同右
1. 44匁7分5厘 半四郎船同右・同右
1. 22匁7分 半兵衛船同右・同右
1. 64匁9分 勘兵衛船同右・同右
1. 4匁9分5厘 沢郎兵衛船・万右衛門船のあかため・六左衛門へ渡す
1. 4匁8分5厘 樽3つ直し代・六左衛門へ渡す
1. 3匁5分 竹30本代
1. 4匁 權2丁代・喜兵衛船・七郎兵衛船
1. 1匁5分 權1丁代・勘兵衛船
1. 43匁6分1厘 江戸堀番家修覆代・大工六左衛門へ
1. 10匁8分5厘 江戸堀番家入用・ほりつぼ・小便たんご
1. 6匁4分 權3丁代・万右衛門船・長兵衛船・長兵衛船
1. 6匁8分 竹60本代
1. 3匁2分5厘 權2丁代・沢郎兵衛船・五郎兵衛船
1. 1貫38匁 新船6艘代・大工六左衛門へ渡す

伝法渡海船の研究(上) (村川)

1. 34匁9分 五郎兵衛船修覆入用・同右
 1. 45匁3分 平四郎船同右・同右
 1. 51匁2分5厘 市郎兵衛船同右・同右
 1. 2匁1分 長兵衛船・權1丁代
 1. 5匁6分 徳三郎船・魚六兵衛船・八兵衛船・權3丁代
 1. 8匁1分5厘 樽2丁代・平四郎船・市郎兵衛船
 1. 5匁5分3厘 半兵衛船・樽1丁・竹25本代
 1. 9匁4分 竹85本代
 1. 5匁2分8厘 竹45本代
 1. 5匁3分5厘 權3丁代・佃六兵衛船・沢兵衛船・嘉兵衛船
 1. 1匁6分5厘 舟あかどめ入用・六左衛門へ渡す
 1. 196匁 御運上銀
 1. 6匁3分6厘 右の包み賃錢109文代
 1. 60匁2分 増御運上銀
 1. 1匁8分 伝法での男やとい賃
 1. 5匁1分2厘 船賃かえし錢400文代
 1. 61匁4分3厘 大工六左衛門へ・勘定不足銀の利息
 1. 5分2厘 六左衛門来り候代銀
- 払高 合 2貫648匁7分9厘
差引残 95匁4分9厘
2分1厘 勘定出目
➤ 95匁7分 勘定懸残銀

右之通り未年分勘定かくの如くに御座候よろず相違の儀ござ候はば仰せらるべく候 以上

享保12年未極月晦日

沢田左平太殿

天王寺屋(店印)

この伝法船勘定目録によって、享保12年の船数は30艘・収入は2貫744匁2分8厘・支出は2貫648匁7分9厘・差引残高は95匁7分となっていることが

わかる。しかし、収入のところ、大工六左衛門より660匁を借用しているので、決して黒字経営とはいえない勘定帳である。また会計は北浜2丁目の天王寺屋作兵衛に支配させていたこともわかる。案外に船の修理費用や維持費がかかっている。

このような事情が背景となって、宝暦8年(1758)7月には伝法渡し舟が不繁昌であることを理由に、新規の願書を出し、「安治川北3丁目から春日出新田」への渡し舟営業を願い出ている。この願書はほどなく許可され、運上銀は銀86匁と定められた。次々と新企業を計画して、経営難のやりくりをせねばならなかった。

特権企業への進出意欲と手段を選ばぬやりくり算段に迫られた沢田本家は、つながりの深い酒井侯の蔵元・掛屋も願い出ている。酒井家は元文5年(1740)4月から延享元年(1744)5月まで大坂城代を勤め、さらに5年後の寛延2年(1749)1月には播州姫路15万石に転封する。酒井侯への出入りをしたたえず挨拶を欠かさなかった沢田家は、いち早く姫路移封の情報をキャッチし、寛保2年(1742)12月に早くも蔵元・掛屋を願い出ている。関東から中国路に移封になるので、大坂に蔵屋敷が設けられると考えたからである。しかし、15万石の大名の台所を世話するには沢田本家の経済力では無理であった。姫路藩の蔵元は北浜の豪商升屋平右衛門が委嘱され、延享4年から上中之島町で創設されることになる。たしかに勘はよいのであるが、自己の経済力を省みる必要もあったようである。豊後竹田の中川侯に対しても申請がなされたいが、これまた升屋平右衛門が任命されることになり、のちに升屋の山片蟠桃による有名な竹田藩財政改革の助力が行われることになる。

家運の挽回には必死の沢田左平太であったが、在郷地主として、都市企業家としての沢田本家の全財政を、宝暦10年(1760)12月の「蔵中勘定帳」で紹介してみよう。農村における収入と支出・渡し舟の経営による収入と支出といった面で、当時の在郷商人といわれた人たちの財政面の一側面を知る手掛りともなるものである。

宝暦10年12月 蔵中勘定帳

南大道村・北大道村両村高米覚

1. 33石2斗6升 南大道高

10石 同改出高

〆 43石2斗6升

内

17石4斗9升2合 年貢米納

3石9斗6升2合 年貢米納

代銀納 235匁2分1厘

59匁3分6厘

年中入用 393匁2分8厘

1. 14石4斗4升7合 北大道高

内

10石8斗4升8合 年貢米

年中入用 180匁2分6厘

1. 10石5合 北大道村小物成高

内

2石1斗6升9合2勺 江口分

4斗9升3合 大沢寺分

残 7石3斗4升2合8勺 自分

代銀 443匁2分6厘

1. 3斗 御口米

内

6升5合1勺 江口分

1升5合 大沢寺分

残 2斗1升9合9勺 自分

代銀 14匁4分

2口〆 457匁6分6厘 年貢銀

米納〆 28石3斗4升 両村分

代 1貫487匁4分5厘

伝法渡海船の研究(上) (村川)

銀^〆 1貫266匁4分1厘

合計 銀2貫754匁2分6厘

兩村御年貢・諸役納高

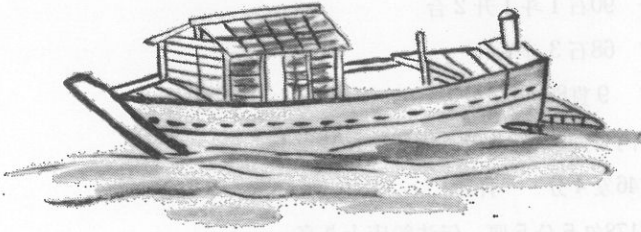
下作宛米高覚

1. 28石7斗1升3合 大沢の分
内25石5斗 当取^〆
1. 16石8斗9升9合 浜地の分
内当無引皆済
1. 11石3斗9升5合 井高野下田の分
内2石2斗5升 当取^〆
1. 31石1斗5升5合 甲下田の分
内18石1斗 当取^〆
1. 106石6斗1升5合 井高野畑の分
内4石5斗9升3合 大沢寺の分
19石4斗9合 江口分
残 82石6斗1升3合 自分
内 4貫110匁 当取^〆
1. 12石6斗2合 同所下田并田嶋とも
内6石4斗 当取^〆
1. 6石4斗8升9合 江口嶋
内 161匁4分2厘 当取^〆
1. 6斗7升3合 狼嶋
内 17匁1分9厘 当取^〆
1. 皆無 はなれ嶋
1. 350匁 藪屋敷4ヶ所
135匁 竹代取
1. 40匁 池運上
1. 90石1斗1升2合 麦年貢三嶋惣寺

内 88石1斗9升 当取^ル
代 1貫500匁
宛米合 192石4斗8升9合
麦年貢合 90石1斗1升2合
当取米^ル 68石3斗4升
 ^ル 9貫800匁7分
 内2貫754匁3分 御年貢并諸役引
残 7貫46匁4分 作徳
1. 2貫178匁5分5厘 伝法船床上り高
 内639匁 御運上并諸入用
残 1貫539匁5分5厘 徳用
残合 8貫586匁 当年徳用高
 12貫121匁 年中入高
 953匁6分 世帯外入用
 5貫189匁 有物
残合 5貫978匁5分 年中世帯入用

このような形式で精しく記載されているが、年貢銀・必要経費を差引いて、銀5貫978匁5分の収益があったことがわかる。表面的にはかなりの収入であるが、中世的経営を続けていたため、「配下」とか「眷族」とか称していた隷属者の生活を抱えている状況では充分のものではなかったらしい。忠節の名家保持が困難であることを理由に種々の願書を出し、経営規模の拡大をはかったのも、「中之島郷の惣百姓頭」という意識とともに、「小百姓」たちの世話が重荷となっていたためともみられる。「小百姓」たちの解放にこそ力を入れるべきであったのではなからうか。この時期の上方は商品経済の進展がすすみ、農民の分解が顕著な時である。時代の動きを適確に把握し得なかった悲劇としてとらえることもできよう。「御忠節由緒の者」として幕府権力に依存した沢田本家は、同時に幕府権力の衰運とも運命をともにする経過をたどることになる。18世紀の後半に入ると、在郷においても、伝法渡し舟の経営においても、本格

的な沢田本家の危機が到来する。土豪意識が無理に無理を重ねることになってくる。このような意識と姿勢による挽回策は適切ではなかった。



伝法渡海船(和漢船用集より描写)

本稿では漢文体の原文をすべて読み下し文とし、史料は筆者が採訪した沢田家文書を採用したので個々の史料年月日は原則として省略した。

数千通の文書は将来に史料集として整理を予定している。

目次は次のようになる。

- (1) 伝法渡海船と土豪沢田家
- (2) 大坂の陣と沢田家
- (3) 籠城組との対立
- (4) 沢田家の家名挽回策
- (5) 伝法渡海船の出願
- (6) 伝法渡海船の免許
- (7) 乳牛牧庄・大道村の集落構造
- (8) 伝法渡海船の経営
- (9) 伝法渡海船の危機
- (10) 在郷企業家としての危機
- (11) 伝法渡海船の終末
- (12) 付載・沢田家による伝法渡し舟経営の経過

以上本号

以上次号